

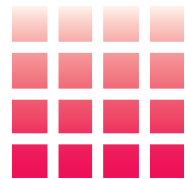
今 池

都市景観形成地区

景観形成基準



名古屋市



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォーカブル・景観推進課

住 所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話: 052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス: 052-972-4485
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



はじめに

本市では、平成9年3月に「今池都市景観整備地区」を指定しました。都市景観整備地区では、公共施設の景観整備を実施するとともに、建築物や広告物などをつくる場合の守るべきルールとして都市景観形成基準を定め、行為の届出に対して、この基準に基づく助言・指導を行ってきました。

しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、運用面で実態に合わなくなってきたり、想定していなかったさまざまな演出による広告物がみられるようになるなど、当時定めた基準では対応しきれないという状況の変化が現れてきました。

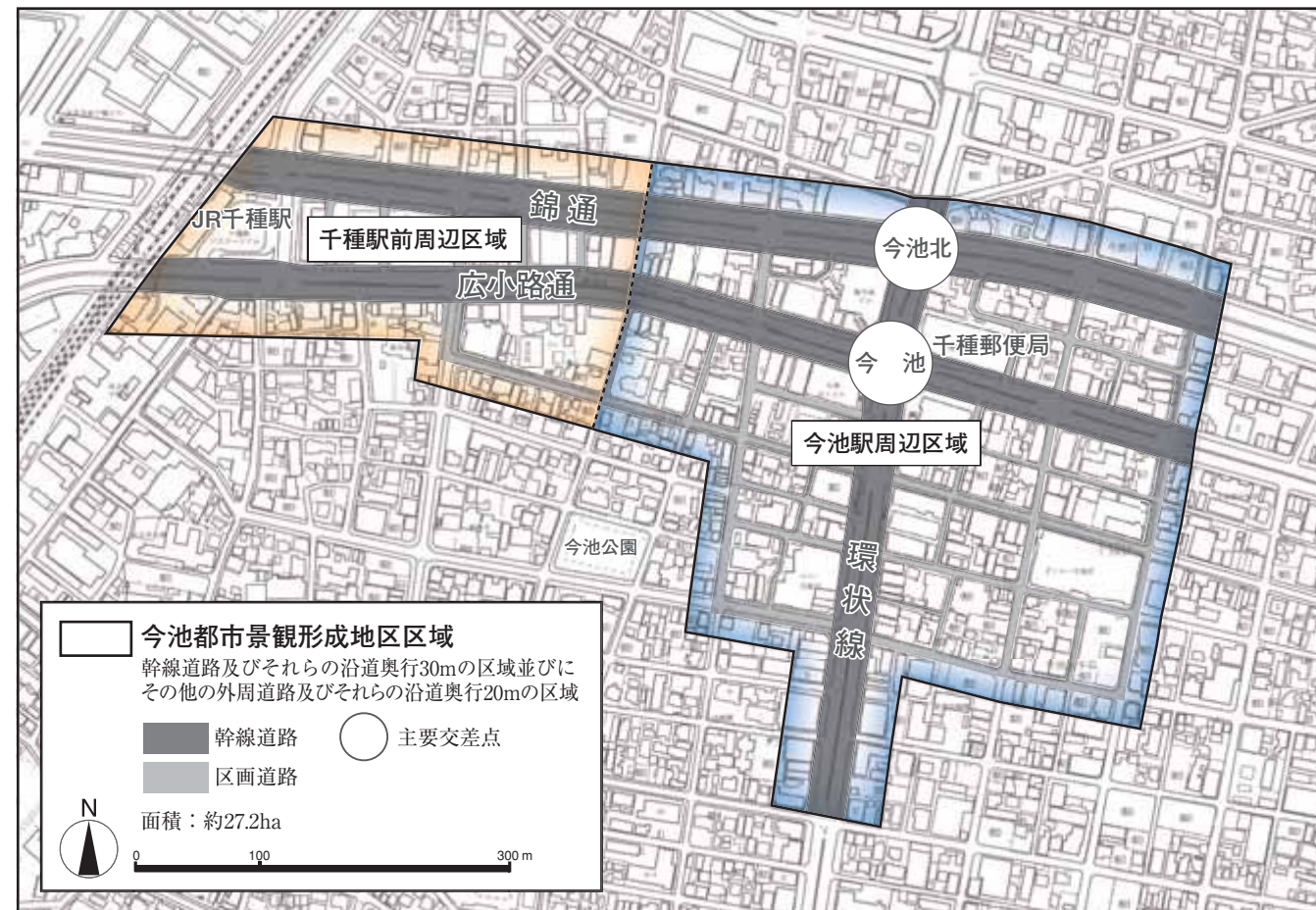
こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「今池都市景観整備地区」を「今池都市景観形成地区」と位置付け、平成22年4月より、新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

基本方針

商業・娯楽・文化などが混ざり合うまちの特性をいかし、親しみとふれあいのある個性的で魅力ある都市空間とします。

区域の景観形成の目標

- 【千種駅前周辺区域】 交通拠点としての顔と若者の活気にあふれるまち
- 【今池駅周辺区域】 文化と遊びのある庶民的で個性にあふれた活気のあるまち



- 千種駅前周辺区域 (幹線道路沿い)
- 千種駅前周辺区域 (幹線道路沿い以外)
- 今池駅周辺区域 (幹線道路沿い)
- 今池駅周辺区域 (幹線道路沿い以外)

- 今池都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物を計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、今池地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。

建築物

基本事項



建築物は、地区のにぎわいを高めるため、个性的で質の高い魅力的なデザインとする。

土地の高度利用や、シンボリックな建築物の誘導に努める。

多様な表情をもった店舗がモザイク状に並ぶ街並みの形成に努める。

幹線道路から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

今池地区は、にぎわいのある個性的な街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するように努めてください。

小売店、娯楽・飲食店、文化施設などが混在・集積する、今池らしい魅力の創出に努めてください。

通りから見える側面について、正面との統一感を持たせるために配慮をしてください。

色 彩



外観の色彩は、周辺の景観との調和を図る。
また、高彩度色は、面積を抑え、アクセントとして効果的に使用する。

壁面の演出

壁面には、創造的で魅力ある装飾を施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出の工夫に努める。

壁面には洗練された装飾を施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出の工夫に努める。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、彩度の高い色や、赤、黄、オレンジ、青などの目立ちやすい色は注意して使用してください。

殺風景になりがちな壁面には、装飾を施すなどの工夫により、にぎわいの演出に努めてください。



壁面の位置

8



ゆとりや人のたまり空間を創出するため、幹線道路に面する1階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。

- 敷地面積が500㎡以上の場合
外壁（柱及び袖壁を除く。）から幹線道路の道路境界線までの距離は、1m以上とする。
- 敷地面積が500㎡未満の場合
外壁（柱及び袖壁を除く。）の後退に努める。

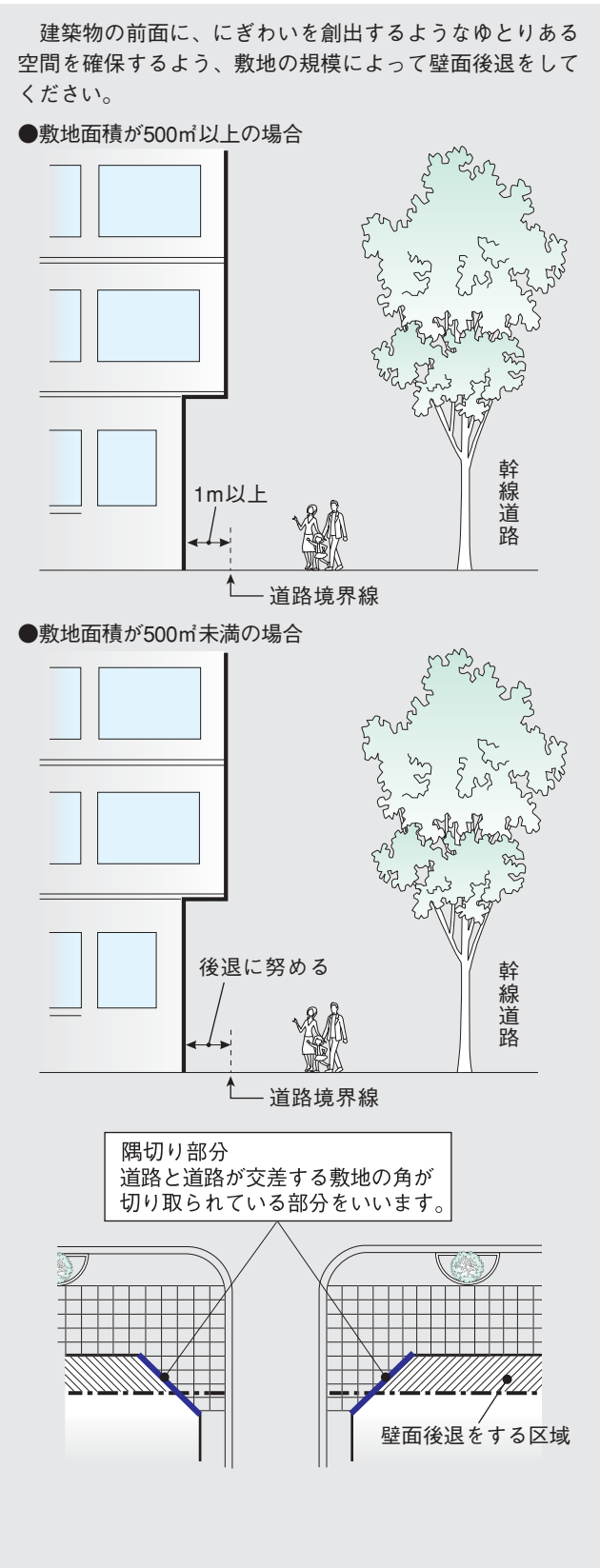
ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた幹線道路の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

店舗では個性をアピールする場として、また人のたまり空間として、道路に面する1階部分の壁面後退などに努める。

9



今池駅周辺区域（幹線道路沿い以外）
今池駅周辺区域（幹線道路沿い）
千種駅周辺区域（幹線道路沿い以外）
千種駅周辺区域（幹線道路沿い）



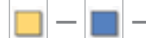
1階部分

10



1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。

11



幹線道路に面する店舗の1階部分は、閉鎖的にならないよう、ショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。

外構の舗装

12

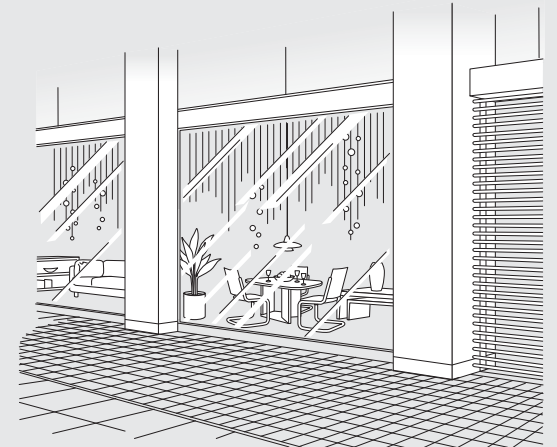


外構の舗装は、歩道など周辺の景観との調和に配慮する。

今池駅周辺区域（幹線道路沿い以外）
今池駅周辺区域（幹線道路沿い）
千種駅周辺区域（幹線道路沿い以外）
千種駅周辺区域（幹線道路沿い）

●用途の例

物販店、飲食店、百貨店、理髪店、美容院、ショールーム、ツーリスト、ホテル、劇場及び映画館、画廊及びギャラリー、サービス業を営む店舗（接客カウンターなどを設ける施設に限る）



建築物

ガラス面内側からの表示

13



建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、デザインに配慮する。



日よけ・雨よけテント

14



テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

シャッター

15



幹線道路に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。



16



シャッターは、シースルー化や照明の工夫、ペイントを施すなどの景観上の配慮を行う。

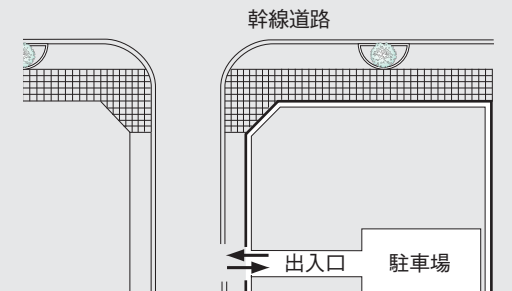
今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

駐車場

17



駐車場は、幹線道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。



●幹線道路以外に出入口を設けた駐車場

18



駐車場の出入口は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

幹線道路に面して建築物の内部に駐車場を設ける場合や立体駐車場を建築する場合は、入口の暗い空間が直接歩行者の目に触れやすく、殺風景な印象を与えてしまうので、内部照明や内装等に十分配慮してください。

建築設備など

19



電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。ごみ収集設備などは、できるだけ建築物内部に設置してください。建築外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

建築物

夜景の演出など

20



幹線道路に面する部分は、照明などの活用より、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

21



店舗の外観に電飾化を図るなど、まちの活気とにぎやかさの演出に努める。

角地の演出

22



主要交差点の角地においては、オープンスペースを確保し、まちにゆとりとにぎわいを創出するよう努める。

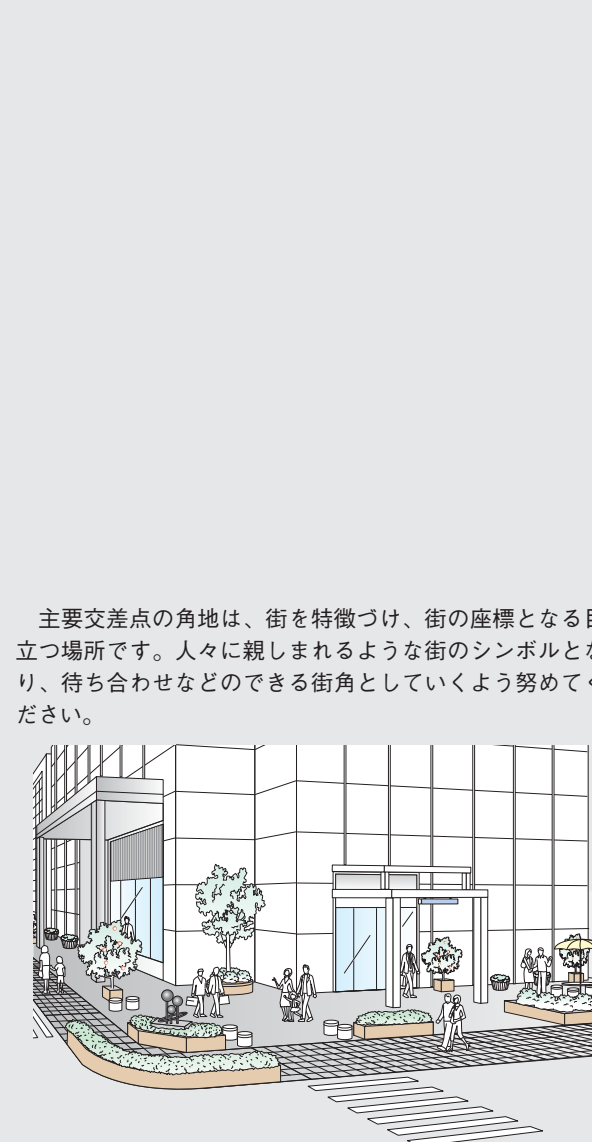
23



主要交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅周辺区域【幹線道路沿い】

夜の今池地区を歩きたくなるような演出を行い、昼とはまた違う魅力をつくりだすことによって、地区のイメージを高めるよう心がけてください。



主要交差点の角地は、街を特徴づけ、街の座標となる目立つ場所です。人々に親しまれるような街のシンボルとなり、待ち合わせなどのできる街角としていくよう努めてください。

工作物

基本事項

24



工作物は、地区のにぎわいを高めるため、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。

25



工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

日よけ・雨よけテント

26



日よけ・雨よけテントの突出幅は、道路境界線から1m以下とする。

27

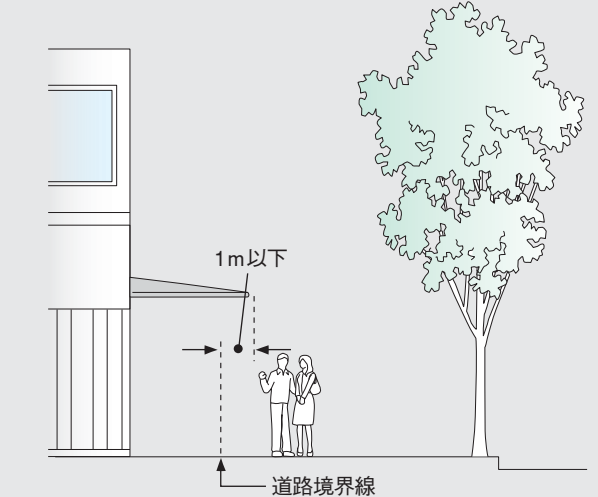


テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅周辺区域【幹線道路沿い】

今池地区は、にぎわいのある個性的な街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

日よけ・雨よけの目的で設けるテントは、簡易な巻き上げ、軒出しなどの小規模なものとしてください。



駐車場

28



駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。

29



駐車場の出入口は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

工事用の囲い

30



幹線道路に面する工事用の囲いは、まちのにぎわいを損なわないように、街並みとの調和に配慮する。

自動販売機

31



自動販売機は、幹線道路に直接面して設置しない。

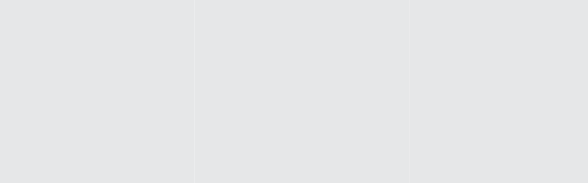
ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

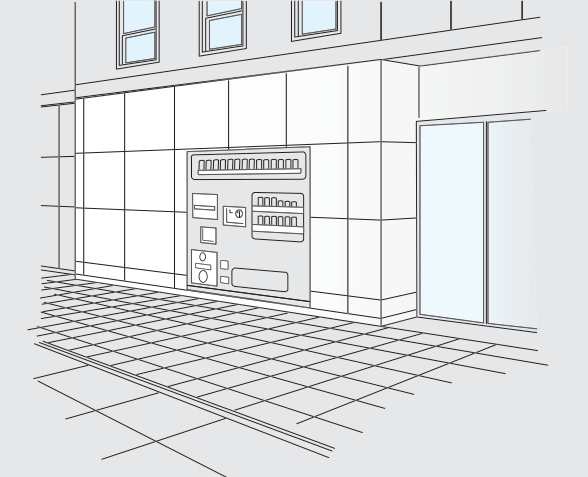
外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないように努めてください。



工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。



景観上の配慮がされているものとは、自動販売機が建築物の中に組み込まれていたり、建築物と同じ色の塗装が行われ、一体感を出し、街並みと調和した状態となっているものをいいます。



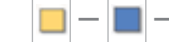
広告物

44 白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

32



広告物は、地区のにぎわいを高めるため、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。

33



広告物の形態、意匠、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとするとともに、建築物と調和したものとする。

34



広告物は、まちのアクセントとなり、通りの景観を演出するものとする。

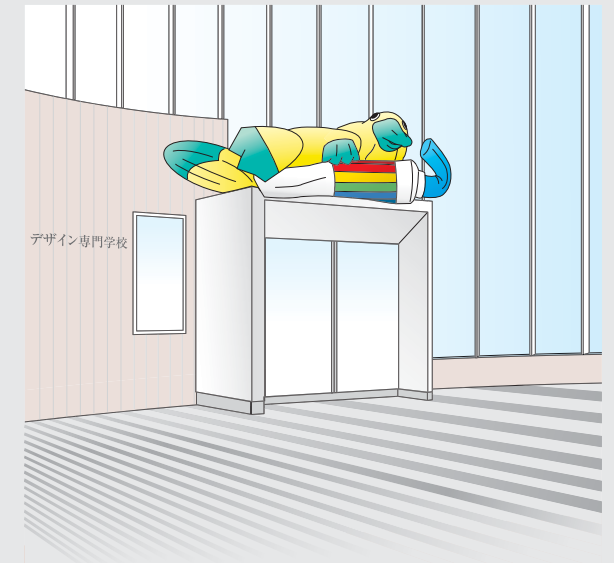
35



広告物は、可能な限り自由で創造的で魅力あるデザインを施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出に努める。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

屋外広告は都市景観を形成する重要な要素です。今池地区は、にぎわいのある個性的な街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。



広告物

色彩など

36 高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。



37 彩度14を超える色は使用しないよう努める。



38 彩度14を超える色を使用する場合は、面積を抑え、アクセントとして用いるなど、注意して使用する。



39 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなどして注意して使用する。



40 文字や図柄は、バランスよく配置する。また雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。



千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

照明など

41 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。



42 隣接した住宅の環境を損なわないように、広告照明の表示方向及び照度などは十分注意する。



43 電飾化（ネオンサインなど）によってまちのにぎわいを図る。



音響を伴う広告物

44 音響を伴う広告物は設置しない。



千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。



広告物

屋上広告

45



建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

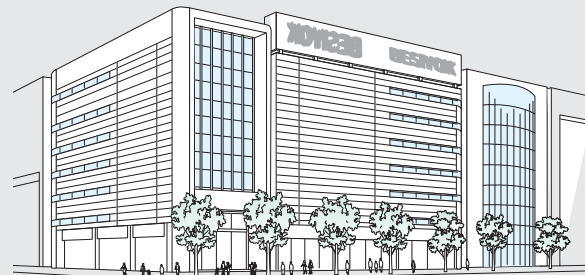
46



骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

ただし、デザインに配慮されたもので、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



壁面広告

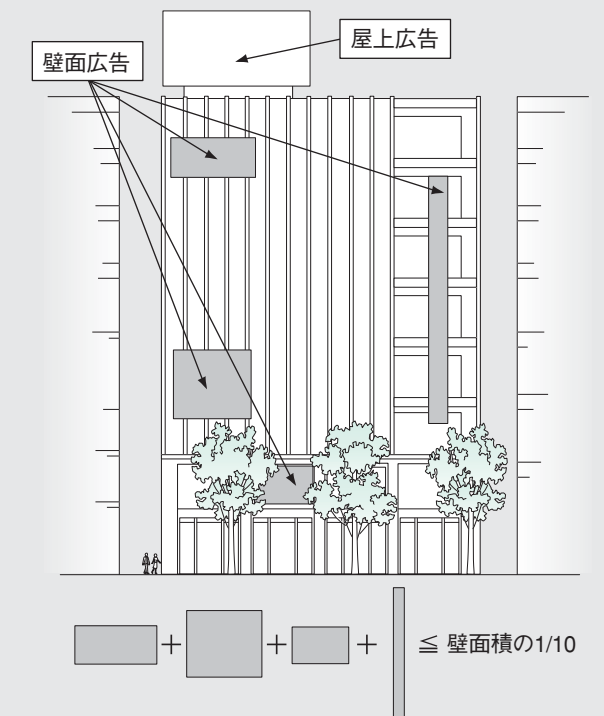
47



表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下又は30㎡以下とする。

ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物については、壁面積の3/10以下とする。

壁面広告とは、建築物または工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。
壁面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含めます。



※屋上広告の表示面積は壁面積に含みません。

隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。



48



窓面を利用した広告物の文字や図柄などは、デザインに配慮する。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

広告物

突出広告

49



50



51



52



今池駅周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
今池駅周辺区域〔幹線道路沿い〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い〕

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

下端の高さは、4.5m以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が1㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

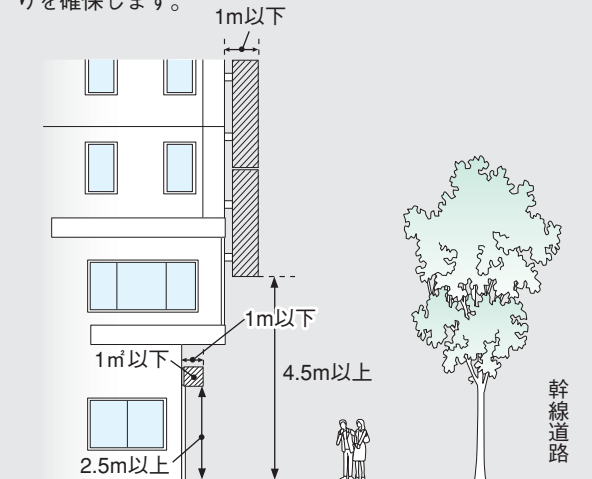
一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が1㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りではない。

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出広告とは、建築物または工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らします。

一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。秩序だて設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。



一列に設置された広告物は、地色を統一するなどすっきりとしたイメージを与えるよう配慮して下さい。

飾り看板

53



53



置き看板・広告旗など

54



今池駅周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
今池駅周辺区域〔幹線道路沿い〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い〕

まちのにぎわいと通りの景観を演出するため、可能なかぎり飾り看板を設置する。

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。



置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- ・都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- ・屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- ・都市景観形成地区内において表示面積の合計が5㎡を超え10㎡以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

既存のものへの基準の適用

- ・平成22年4月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

届出対象とならない行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為
 - ・地下に設ける建築物、工作物の建築等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・消火設備
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
 - ・景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
 - ・景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
 - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
-
- ・都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・修繕等を行う外壁の面積が10㎡以下である建築物又は工作物 など

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

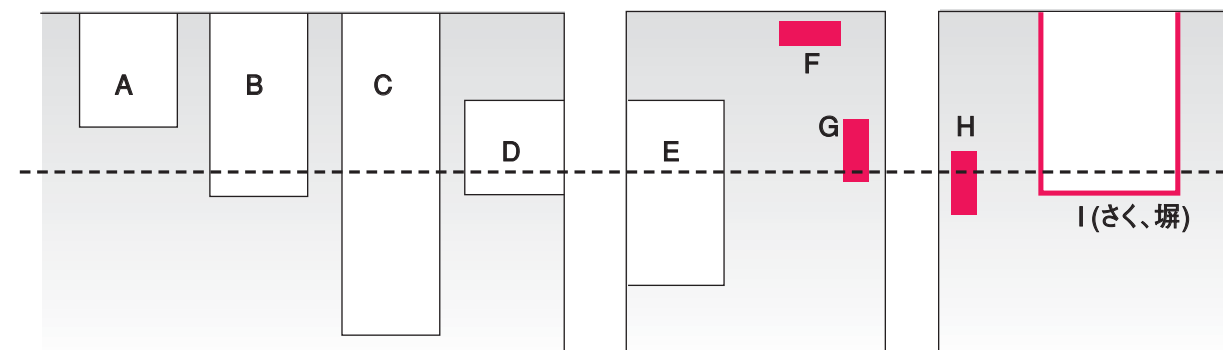
- ・敷地が幹線道路または区画道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- ・幹線道路または区画道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

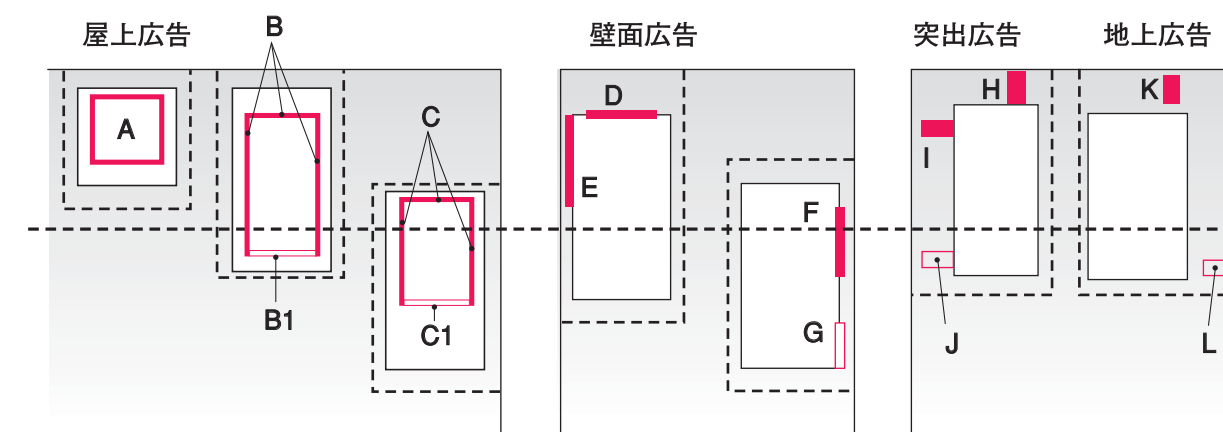
F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



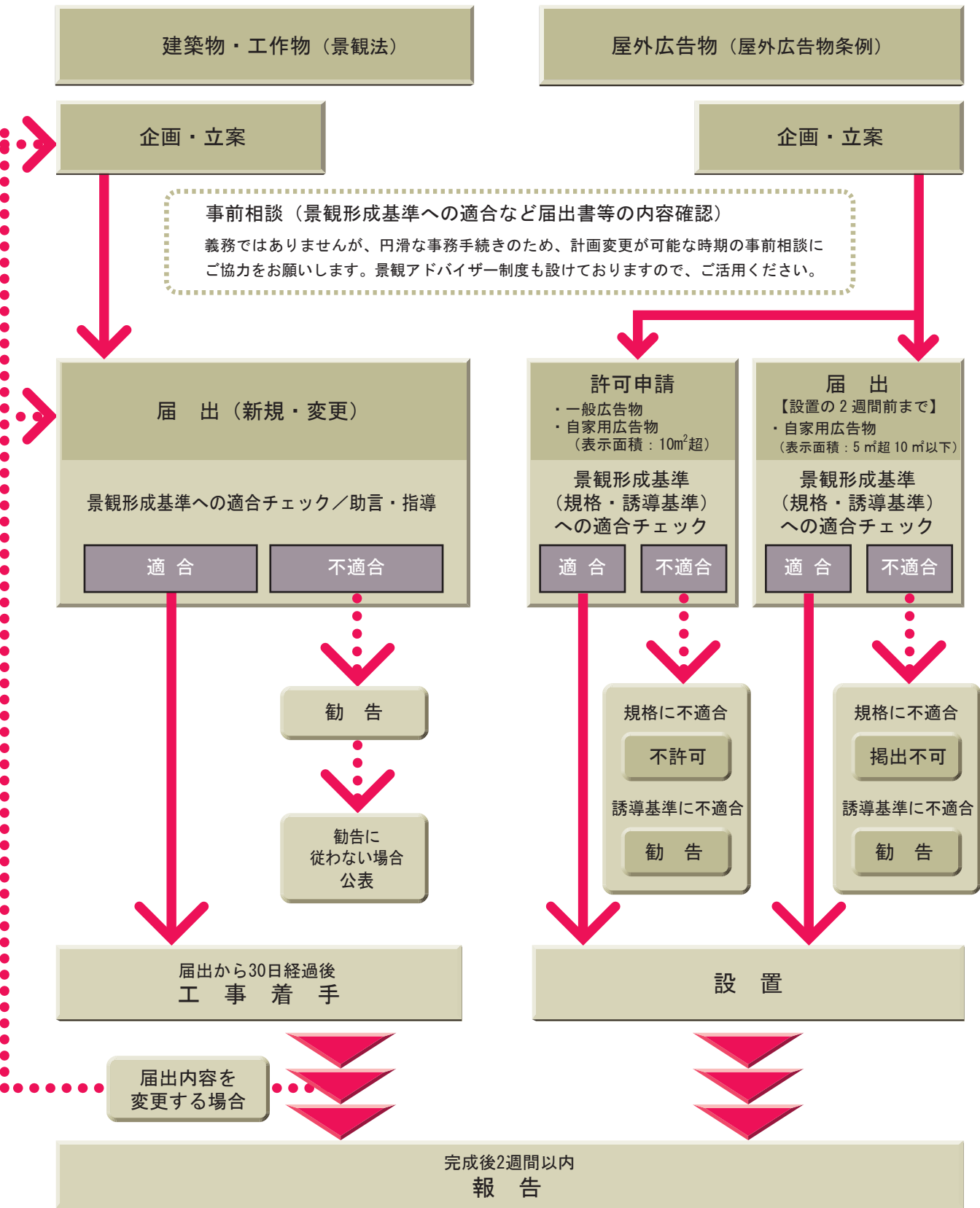
広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
※建築物・工作物の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。
※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

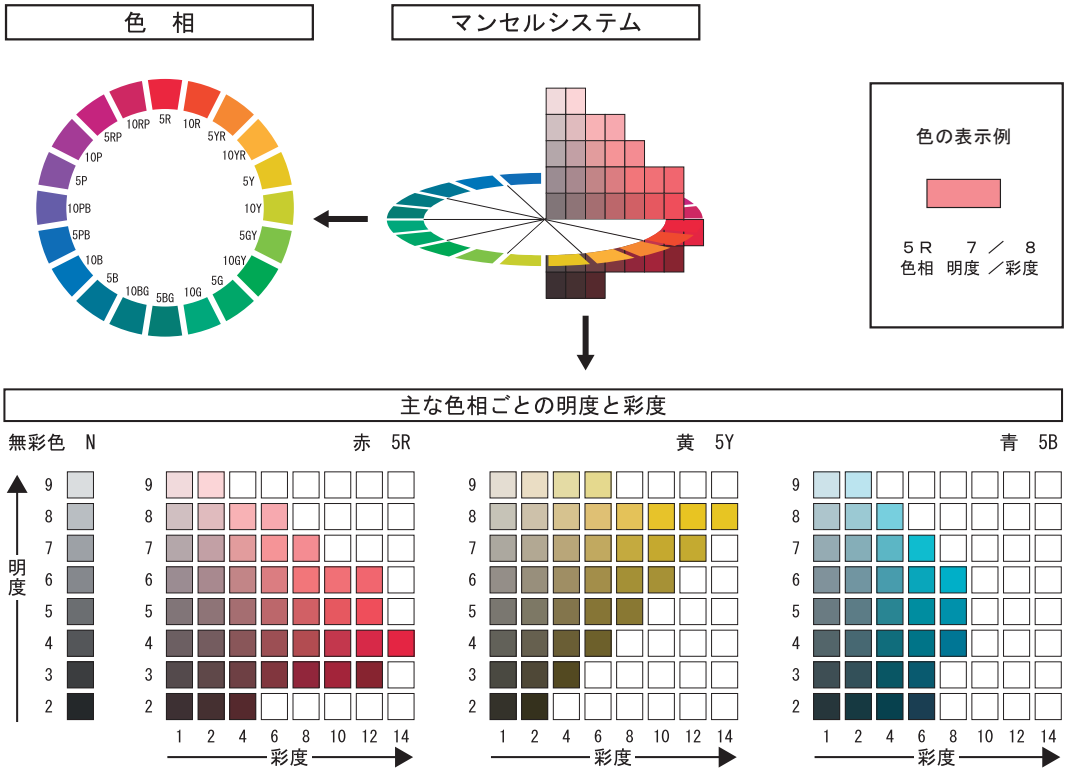
維持管理について



・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は今池地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・景観法とは
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・景観計画とは
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・彩度
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。